

トピックス

- 金誠同達、ALB Japan Law Award 2024 における「年間日本業務アジア法律事務所」賞を受賞
- 沈博文弁護士、パートナーに昇進

法令速報

- 市場監督管理総局、「オンライン反不正当竞争暫定規定」を公布
- 二機構、モバイルインターネットアプリケーションプログラムにおける地図掲載・使用行為を規範化
- 司法部、国家秘密保守法実施条例改正への意見を募集
- 商務部等の三部門、関連品目に対する輸出管理の実施を決定

弁護士コラム

- 会社解散・清算制度の実効性の向上——新「会社法」解説連載シリーズその六

金誠同達、ALB Japan Law Award 2024 における「年間日本業務アジア法律事務所」賞を受賞

トムソン・ロイターが出版する『Asian Legal Business』（以下『ALB』）におきましては 2024 年 6 月 12 日、2024 年度年間日本法律大賞（ALB Japan Law Award 2024）における「年間日本業務アジア法律事務所」賞（Japan Practice Asian Firm of the Year）の金誠同達による受賞が公開されました。この賞の趣旨は日系企

業を対象とする法律業務の分野における業績の卓越した日本国の本土以外の地区に位置するアジア地域の法律事務所の表彰に置かれています。

金誠同達は 2019 年と 2020 年にも『ALB』の「年間日本業務海外法律事務所」大賞 (Japan Practice Foreign Law Firm of the Year) を二年連続で頂いており、この度は『ALB』の「年間日本業務アジア法律事務所」賞にあずかりました。これは日系企業を対象とする法律業務の分野における金誠同達の長年にわたるたゆまぬ努力の成果の体现であるとともに、金誠同達の日系企業対象業務を扱う上での専門的な能力とサービス水準に対する各業界の皆さまからの高いご評価を表しています。これからも金誠同達は依然として学者としての謹厳実直な姿勢、専門家としてのサービス水準、チームとしての提携モデルおよび国際化された品質標準をもちまして、引き続き己を厳しく律し、質の高い専門的な法律サービスをクライアントの皆さまに誠心誠意提供して参ります。

沈博文弁護士、パートナーに昇進

北京金誠同達法律事務所のマネジメント委員会は 2024 年 5 月 13 日、会議における審議を経て、日本業務チームの沈博文弁護士のパートナーへの昇進を承認しました。

沈博文弁護士は 2007 年の対外経済貿易大学の卒業後、日本の森・濱田松本法律事務所と西村あさひ法律事務所に 10 年ほど勤務していました。2017 年の金誠同達への入所後におきましては主に外商投資、M&A、会社設立、企業コンプライアンス、労働法等の法律業務への従事を通じて多くの外商投資プロジェクトや M&A 案件を担当するとともに自動車、貿易、化学工業、製造業、医療等の業界における多くの著名な日系企業クライアントの方々にリーガルサービスを提供し、良好なご評価を博しています。

2017 年の 7 月以降におきましては従来の外商投資等の法律業務に加えてサイバーセキュリティ・データセキュリティ・個人情報保護にかかわる法律業務も重点的に取り扱うようになりました。金誠同達日本業務部門の提供するデータコンプライアンス業務の中心メンバーとして日常的な業務を通じて積み重ねた経験を活用しながらデータコンプライアンス調査、個人情報保護影響評価(PIA)、データ越境移転への対応等の中国データ三法にかかわるリーガルサービスを多くの日系企業の方々に提供しています。

沈博文弁護士のパートナーへの昇進は彼の職務遂行能力に対する十分な是認であるとともに、金誠同達日本業務チームのチームビルディングにおける更なる向上と発展をも表しています。

市場監督管理総局、「オンライン反不正当竞争暫定規定」を公布

国家市場監督管理総局は 2024 年 5 月 6 日、「オンライン反不正当竞争暫定規定」(以下「規定」)を公布した。「規定」は 2024 年 9 月 1 日から実施される。その主な内容は以下のとおりとなっている。

1、オンライン不正競争行為の全面的な整理

模造、混同惹起、虚偽宣伝、商業的誹謗中傷などの従来の不正競争行為のオンライン環境における新たな表現形式の明確化、「反不正当竞争法」の既に規定している BGP ハイジャック、他社ソフトウェア強制インストールへの悪意のある誤導、悪意のある干渉などの行為に対する細分化された規定の実施、常連客を

対象とする詐欺や架空注文・サクラレビューなどの種々の新たな類型のオンライン不正競争行為を対象とする認定基準の提供

2、プラットフォーム責任の強化

プラットフォーム上の競争行為に対する規範的な管理の強化およびプラットフォーム自体によるデータアルゴリズムを濫用した競争上の優位性の獲得等の問題に対する規制の強化のプラットフォーム企業への督促

3、法執行と事件調査処理の手続に関する規定の合理化

オンライン不正競争行為の影響範囲の広範性、プラットフォーム間の越境、地域間の越境などの特徴を対象とする監督・検査手続に対する特別な規定の実施、違法な事業者の実質的な経営地または違法な結果の発生地との市場監督管理部門による管轄権行使の明確化

4、法的責任の明確化

市場監督管理の分野における複数の法令を組み合わせた役割の発揮、「反不正当竞争法」の枠組みの下における「電子商務法」、「独占禁止法」、「行政処罰法」などの有効な整合

(法規原文:

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2024/art_80019fe59e464196bef173dc56678a42.html)

二機構、モバイルインターネットアプリケーションプログラムにおける地図掲載・使用行為を規範化

自然資源部弁公庁と工業情報化部弁公庁は 2024 年 5 月の中旬に「モバイルインターネットアプリケーションプログラムにおける地図掲載・使用行為の規範化に関する通知」(以下「通知」)を公布した。「通知」の趣旨は APP における地図掲載・使用行為の更なる規範化と国家の領土に対する APP 開発者の意識の増強に置かれている。

「通知」においては APP 開発者による地図の合法的な掲載と使用に関する義務が明確に規定されており、安全主体责任の実施義務、地図の掲載・使用時における中国の領土の範囲、行政区域の境界線、重要な島しょなどの正確な反映および地図審査番号の表示の確保義務、ならびに地図の引用時における地図の出所および地図審査番号の注記義務の負担が APP 開発者に要求されている。

法令に違反して地図を掲載または使用した登録ユーザーに対しては警告の発令、機能の制限、アカウントの閉鎖、記録の保存、上級機関への報告などの処罰的な措置が法令と規約に従って採択される。

(法規原文: https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202405/content_6950568.htm)

司法部、国家秘密保守法实施条例改正への意見を募集

司法部は 2024 年 5 月 16 日、「中華人民共和国国家秘密保守法实施条例(改正草案審議稿)」(以下「草案」)を公布し、社会からの意見を公募した。「草案」の主な改正内容は以下のとおりとなっている。

1、機密製品の管理に関する専門条項の新設

機密製品管理の全工程に対する制御の実現、機密製品のパーツ・コンポーネント等に対する原則的な規定の制定

2、機関・組織の情報システム・情報設備に対する日常的な秘密保持管理責任の強化

機密情報システムの運営・維持管理上の要求の強化、リスク評価基準の細分化、機関・組織の職員によ

るインターネット・ニューメディア・スマート端末設備の使用に対する秘密保持管理上の要求の提起

3、ネットワーク運営者の情報管理義務、秘密保持行政管理部門法的職務遂行協力義務および報告義務の細分化

省級以上の秘密保持行政管理部門による面談等の方法を採用した法による職務履行権限の明確化

4、機密データセキュリティ保護責任の規定

機密データの処理活動およびその安全監督管理の展開時における国家機密保守規定充足義務の制定、データの集合と秘密の漏えいにかかわるリスクの防止措置への要求の明確化

5、秘密保持行政管理部門の監督管理職責の強化

秘密保持上の違法性の疑いのある糸口と案件をめぐる違法行為の停止および救済措置の採択のこれに係る機関・組織・職員への命令義務の制定、秘密漏えい案件の糸口に関する公民からの通報の秘密保持行政管理部門による法による受理および通報者の合法的な権益の保護の明確化

6、法的責任の完全化

機関・組織の秘密保持法令への違反に起因した秘密漏えい案件の発生時における責任追及状況の細分化、ネットワーク運営者の秘密保持法令違反上の法的責任の規定、国家機密の保護に用いられる安全秘密保持製品と秘密保持技術設備の研究・開発・生産に従事する組織およびその職員による秘密保持に係る法令への違反責任の規定、機密業務に従事する組織の法的責任負担の細分化

(法規原文: https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/lfyjzj/lffjyjj/202405/t20240516_498980.html)

商務部等の三部門、関連品目に対する輸出管理の実施を決定

商務部等の三部門は 2024 年 5 月 30 日、「商務部、税関総署、中央軍事委員会装備発展部公告 2024 年第 21 号——関連品目に対する輸出管理の実施に関する公告」(以下「公告」)を共同で公布した。「公告」は 2024 年 7 月 1 日から施行される。

「公告」においては、次の品目に対する輸出管理の実施が決定されている。

- ・ 航空・航空宇宙産業の構造部品および発動機の製造に係る設備・ソフトウェア・技術
- ・ ガスタービンエンジンまたはガスタービンの製造に係る設備・ソフトウェア・技術
- ・ 宇宙服のヘルメットに係る設備・ソフトウェア・技術
- ・ 超高分子量ポリエチレン繊維に係る品目

「公告」においては「上述の品目の許可を経ない輸出は、これを行うことができない。」という旨が明確に言及されている。輸出業務に従事する事業者は関連規定に従って輸出許可手続を処理し、省級の商務主管部門から商務部への申請の提起を通じてデュアルユース品目・技術輸出申請書に必要事項を記入して関連文書を提出しなければならない。商務部は輸出申請文書の受理日をもって審査を行い、または関連部門と共同で審査を行った上で法定の期限内に許否の決定を行う。

(法規原文: <http://www.mofcom.gov.cn/zfxgk/article/gkml/202405/20240503513396.shtml>)

会社解散・清算制度の実効性の向上

—新「会社法」解説連載シリーズその六

弁護士 姜 雨潤

新「会社法」では会社解散・清算制度についても大きな改正が行われた。今までの運用上のいくつかの問題点の解消が図られ、他方、会社の経営者にとっても解散・清算の責任が強化されており、会社解散・清算制度の実効性の向上が期待されている。以下では、新「会社法」における会社解散・清算制度の主な改正内容を解説する。

一、電子公告制度の適用対象の拡大

中国の会社が会社法上の公告・公示を行うときは、新聞紙（日本の「官報」のような全国共通の公式公告紙は中国にはない）に紙面掲載するか、中国当局が無料で提供している「国家企業信用情報公示システム」という公式ウェブサイト（<https://www.gsxt.gov.cn/>）にオンライン掲載する（図 1 参照）こととなる。後者のオンライン公告掲載は、中国の「電子公告制度」とも呼ばれるため、以下では「電子公告」と略称する。



図 1 国家企業信用情報公示システムにおけるオンライン公告掲載の例

会社解散・清算手続きについて、新「会社法」では次の 4 項目が電子公告の適用対象として追加されている。

- ① 会社解散事由の発生日から 10 日以内に電子公告を掲載する義務（229 条 2 項）
- ② 清算組の設立日から 60 日以内に新聞紙公告又は電子公告を掲載する義務（235 条）
- ③ 簡易抹消手続きの場合における電子公告掲載義務（240 条 2 項）

④ 強制抹消手続きの場合における電子公告掲載義務(241 条)

そのうち、①はこれまでの会社法にはなかった新しい制度であり、会社解散事由発生の電子公告を義務付けることにより、②の清算組の設立に関する公告よりも前に債権者が債務者の倒産の可能性をいち早く把握することができるようになる。②については旧「会社法」における新聞紙公告に加え、電子公告も可能となったため、会社にとっては掲載手続きが簡単になり、債権者にとってはオンラインで情報収集しやすくなるという利点がある。

このように、新「会社法」における電子公告制度の活用と適用対象の拡大により、運用の利便性が向上し、債権者の保護も強化されている。

二、法定清算義務者の董事への一本化及び強制抹消制度の新設

旧「会社法」においては、解散事由の発生から 15 日以内に清算組を設立して清算をスタートする義務があったが、この義務を負う者は特定の個人ではなく、会社自体であるものとされていた。また、有限責任会社の清算組のメンバーは旧「会社法」では「株主」とされており、株主が個人ではなく法人になった場合、具体的に法人に在籍するどの個人が清算組の業務を執り行うのかという不確実性もあった。そのため、実務上では、経営の破綻した会社の経営者と株主が責任を回避するために、清算せずに会社を放置してしまうというケースがよく見られていた。

また、経営破綻に起因するペーパーカンパニー以外に、当局から営業許可証の取消し、閉鎖命令、会社取消しの行政処罰を受けた場合も、本来であれば会社は抹消登記を行う義務を負っているはずであるが、これらの行政処罰に至っている会社には往々にしてすでに何かしらの違法行為が発生しており、さらなる法的責任の追及から逃れるために経営者が蒸発した結果、会社の抹消が延々と行われないうままになっているというケースも多く見られている。

以上の 2 つのケースにより、登記上だけ存続している「ペーパーカンパニー」が年々増加する傾向にある。この問題を解消するために、新「会社法」では次の 2 点の改正が行われている。

1 点目の改正は法定清算義務者の明確化及び董事への一本化である。新「会社法」第 232 条によると、会社清算の義務者は「会社の董事」とするものと明記されている。また、定款や株主会決議に別段の規定がない限りにおいては董事が清算組のメンバーを務めるものとされている。さらに、清算義務を適時に履行せずに会社と債権者に損害を与えた場合の賠償責任も董事が負担することになっている。これらの点からも明らかとなり、董事の清算義務が大幅に強化されている。

2 点目は当局の権限による強制抹消制度の新設である。営業許可証が取り消され、閉鎖命令を受け、又は取消処分を受けたにもかかわらず、3 年にもわたって抹消手続きを申請していない会社を対象とし、新「会社法」第 241 条においては 60 日間以上の公告を行ったうえで、このような会社の登記を強制的に抹消する権限が登記当局に与えられている。

以上の改正により、債権者にとっては債務者の清算義務不履行のリスクを抑えることができ、登記機関にとっては登記上のペーパーカンパニーを減らす効果も期待されている。

三、特定解散事由発生時の阻止措置

新「会社法」における解散・清算制度には、上記のような債権者保護を強化する側面が備わっているだけでなく、会社経営の自由度を高める条項も設けられている。

その一例として、特定の解散事由が発生したにもかかわらず、株主が一定の手続きを通じて会社の解散を阻止すること（以下「**解散阻止**」という。）の許される範囲が拡大されている。

旧「会社法」では、定款所定の営業期限の満了という事由、及び法定解散事由以外の定款所定特別解散事由という 2 種類の解散事由が発生したときに限り、株主は定款を変更することにより解散を阻止することができるものとされていた。それぞれ考察すると、営業期限は定款に記載されているため、この場合に解散を阻止するためには定款を変更して営業期間を延長するしかない。ただ、ほかの特別解散事由が発生したときの阻止措置も定款の変更しか許されないというのはやや不自然であり、例えば、特別解散事由として A 社の定款に「一定金額以上の赤字の発生」という要件が含まれていた場合において、実際にその金額の赤字が発生したときは、A 社の解散を阻止するためには、同事由の定款からの削除、定款における赤字金額基準の引上げ、特例として不解散を認める旨の定款への明記などのような対応方法が採られていた。

新「会社法」第 230 条によると、解散阻止の手続きとしては定款の変更以外に、存続を決定する株主会決議も認められるようになったため、営業期限満了の場合を除き、いちいち定款を変更する必要性がなくなった。また、同条においては、定款所定の営業期限の満了による解散と、法定解散事由以外の定款所定特別解散事由による解散に加え、株主会の決議による解散も、解散阻止の対象として追加されている。つまり、一度解散の決議が下された場合でも、解散を阻止して「やり直す」チャンスが残されている。なお、新「会社法」第 230 条によると解散を阻止するには時間制限があり、「株主への財産分配を行う」まで、すなわち清算が完了するまでに、これを阻止する必要がある。

四、まとめ及び実務上の留意点

以上のように、新「会社法」における会社解散・清算制度は、債権者保護の強化、董事責任の厳格化、利便性の向上などの実効性を高める観点から改正が行われている。

実務において中国の現地法人を清算するときは、特に董事の清算義務に留意する必要がある。中国現地法人の董事は中国在住者ではなく日本本社の幹部が兼任することもあるが、定款や株主会決議に特約がない限り、会社の董事は清算組のメンバーとなって会社の清算に重い責任を負うこととなるので、清算する前に現地法人の定款と株主会決議の内容を精査したうえで、適切なメンバーで清算を行ったほうがよいと言える。

また、解散については特定解散事由発生時の阻止措置の拡大も留意に値する。特に合併相手の存在している合併会社においては、今回の改正は株主間における撤退・解散をめぐる交渉の余地の拡大を意味しているため、場合によっては、これを活用する価値も見いだせるものと思われる。

（終）

- お問い合わせやご意見をおもちの方は newsletter@jtn.com までご連絡ください。
- 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>